



就学援助制度のお知らせ

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線7153)

市では、経済的な理由で小中学校への就学が困難なご家庭に対し、学校が必要な費用の一部を援助しています。希望する方は学校または教育指導課にご相談ください。

▼対象者Ⅱ市税に滞納がなく、次の①～③にいずれかに該当する方など

①児童扶養手当を受給中の方
②市・県民税が非課税である世帯の方

③世帯全員の所得合計額が基準以下の方(下表参照)

▼援助の内容Ⅱ学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費

※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▼申請方法Ⅱ制度のご案内と申請書類は各学校で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。必要書類に記入・押印の上、お子さんの在学する学校へ提出してください。

新入学学用品費の入学前支給を行います

▼対象者Ⅱ令和2年度小中学校

【参考】令和元年度認定基準表

世帯構成	所得基準額(持ち家)	所得基準額(借家)
小学生、母	約166万円	約238万円
小学生、父、母	約220万円	約292万円
小学生2人、父、母	約279万円	約351万円

※世帯の構成人数や年齢などにより基準は異なるので、表は目安の金額です。

新入生の保護者のうち、上記の就学援助の対象となる方で令和2年1月1日に市内に住所がある方

▼申請方法

■小学校新1年生の保護者の方

○必要書類に記入・押印の上、2月14日(金)(必着)までに教育指導課へ提出してください。制度のご案内と申請書類は教育指導課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

■中学校新1年生の保護者の方
○現在、就学援助を受けていない方で、新入学学用品費の支給を希望する場合は、在学している小学校に申請してください。

○令和2年3月1日現在、就学援助の認定を受けている方については、新入学学用品費は3学期分と一緒に支給されますので、改めての申請は必要ありません。

▼お知らせⅡ小中学校新入生の保護者様に、①就学通知書、②就学援助に関する詳しいご案内について、1月下旬に送付します。



農林業センサスにご協力ください

伊奈庁舎企画政策課 ☎58・2111 (内線1205)

農林業センサスとは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

▼調査対象Ⅱ農林産物の生産を行うまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積などが一定規模以上の「農林業生産活動」を行う方(組織の場合は代表者)

▼調査基準日Ⅱ2月1日
○対象となると思われる「農林業生産活動」を行う世帯、組織を、1月中旬から、統計調査員が調査のため訪問しますので、ご協力をお願いします。

○調査票にご記入いただいた内容は統計以外の目的で利用されることはありませんので、安心してご回答ください。

なお、なりすまし調査にはくれぐれもご注意ください。調査員は必ず「調査員証」を身につけていますので、訪問を受けた際にはご確認をお願いします。



交通事故などにあつた際は届け出を

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線4403・4407)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故や犬に咬まれたなど第三者(自分以外)の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。本来、その場合の治療費は、加害者が負担するべきものですが、国保・後期高齢者医療が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

■第三者行為の例

○交通事故にあつた(自動車事故、自転車事故など)
○他人の犬に咬まれた、他人に殴られたなど

■次の場合も届け出が必要です
○自損事故を起こしたとき
○同乗中の事故などで、相手(加害者)が家族や親戚の場合
○相手が不明の場合
○自身の過失が大きい場合

■示談前に必ずご連絡を

相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。示談内容により、第三者行為によって医療機関で受診した治療費については、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談をする場合も必ず、事前に国保年金課へご連絡ください。

■保険証が使えないもの

○業務上のけがや病気
※けんかや泥酔、犯罪による傷病については、保険証が使用できない場合があります。